

# 調査・分析レポート

## 北朝鮮制裁専門家パネルによる中間報告書

CISTEC 情報サービス・研修部 副主任研究員 加藤 もえ

“分野別制裁を科されているにもかかわらず、北朝鮮が禁輸鉱物を直接或いはその他の国で積み替えて輸出を続けている (In spite of the sectoral bans, the Democratic People’s Republic of Korea continues to export prohibited minerals, both directly from its territory to importing States as well as via trans-shipment through other States…) (「中間報告書」から)<sup>1</sup>”

### 1. はじめに

2017年2月27日付で、国連安保理決議第1718号(2006年10月14日に採択)によって設置された北朝鮮制裁委員会(以下、「1718委員会」と称す)を補佐する北朝鮮制裁をめぐる専門家パネル(以下、「北

朝鮮制裁専門家パネル」と称す)<sup>2</sup>によって8回目の最終報告書、「国連安保理決議第2276号(2016年)に基づく(北朝鮮制裁)専門家パネルによる最終報告書“Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016)”(以下同報告書を「第8回最終報告書」と称す)」が公開されたが<sup>3</sup>、9月5日付で「国連安保理決議第2345号(2017年)

<sup>1</sup> Panel of Experts (the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)*, p. 36, September 5, 2017, <[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/2017/742](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742)>.

<sup>2</sup> 国連による北朝鮮制裁における1718委員会や、同委員会を補佐する専門家パネルとは、すでに過去CISTECジャーナルでも何度か紹介しているが、国際連合憲章第7章の第41条の措置に基づき、安保理決議1718号(2006年10月14日に採択)で委員会を、1874号(2009年6月12日に採択)で専門家パネル(Panel of Experts)の設置を要請。専門家パネル・メンバーは、各種制裁の履行を検証することを目的として召集された制裁委員会を補佐する委員会の下部組織である。メンバーは、加盟国による決議1718/1874/2087/2094/2270/2321/2356/2371/2375号(2017年12月現在。「北朝鮮制裁専門家パネル」設置時には1718/1874号のみであった)の制裁措置の履行の情報の収集、審査、分析を行い、措置の実施を改善するための勧告をまとめ、報告書を安保理に提出する。安保理はそれを加盟国に周知させる義務を負う。専門家パネル・メンバーは、委員会での発言権はなく、委員会議長の承認で発言ができる。以下を参照。浅田 正彦「視点【1】国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131、2011. 1、pp. 18 - 19。加藤もえ「特集／最近の経済制裁動向と日本企業の対応と影響(2)北朝鮮専門家パネルによる第2回最終報告書 - 未公開文書と東アジアの安全保障 -」『CISTEC Journal』No. 138、2012. 3、p. 14。またパネル・メンバーは、当初常任理事国5カ国と日本、韓国から専門家1人ずつの7人から成っていた。しかし2013年6月21日以降南半球から1人追加され、8人の体制となっており、パネル・メンバーの変更等は以下を参照。Panel of Experts (the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Appointment of the experts*, <[https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel\\_experts/appointment-experts](https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/appointment-experts)>.

<sup>3</sup> 「第8回最終報告書」は一般公開前に複数のメディアが内容をかなり詳細に取り上げており、正確な一般公開日は不明。他方2017年3月6日および7日では同報告書公開といった記事等を確認できず、同報告書の公開日を以下の記事等から筆者は2017年3月8日頃と推測。James Pearson and Marius Zaharia, "Singapore 'closely studying' U.N. report on N.Korea arms trade," *Reuters*, Mar 9, 2017, <<http://www.com/article/us-northkorea-singapore-arms-idUSKBN16G13S>>. Jay Solomon, "North Korea Tried to Sell Nuclear-Weapon Material Last Year," *The Wall Street Journal*, March 8, 2017, <<https://www.wsj.com/articles/north-korea-tried-to-sell-nuclear-material-last-year-1489019429?mod=e2tw>>. 「第8回最終報告書」は以下を参照。Panel of Experts (the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016)*, February 27, 2017, <[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/2017/150](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/150)>. 北朝鮮制裁専門家パネルがまとめた各最終報告書は以下で公開されている。Panel of Experts (the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874

に基づく（北朝鮮制裁）専門家パネルによる中間報告書“Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)”（以下「中間報告書」と称す）」が公開された<sup>4</sup>。

制裁専門家パネルがまとめた「最終報告書」を紹介してきたが〔図表1〕、<sup>5</sup>「第5回最終報告書」以降、2月頃までにまとめられ、3月初旬頃に公開されてきたが、今回年次報告書である「最終報告書」に先立って「中間報告書」が公開されたのは異例である。

筆者は2011年からCISTECジャーナルで、北朝鮮

【図表1】2010年から2017年の最終報告書および中間報告書

公表日	英タイトル	和タイトル
2010年11月5日 (一般公開日 同9日)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 1874 (2009)	第1回最終報告書
2011年5月19日 (一般公開なし、ウェブ上でリーク)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 1 ??? (2010?)	第2回最終報告書
2012年6月14日 (一般公開日 同29日)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 1985 (2011)	第3回最終報告書
2013年6月11日 (一般公開日 同24日)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2050 (2012)	第4回最終報告書
2014年3月6日 (一般公開日 同10日)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2094 (2013)	第5回最終報告書
2015年2月23日 (一般公開日 同25日)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2141 (2014)	第6回最終報告書
2016年2月24日 (一般公開日 同29日)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2207 (2015)	第7回最終報告書
2017年2月27日 (一般公開日 3月8日?)	Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016)	第8回最終報告書
2017年9月5日 (一般公開日 同9日)	Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)	中間報告書

(2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Reports*, <[https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel\\_experts/reports](https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/reports)>. 北朝鮮制裁専門家パネルは、これまで8回の年次最終報告書をまとめている。そのため、公開された報告書の順に、「各最終報告書」の左記に数値を入れ「第●回」としている。「第1回最終報告書」は2010年5月に安保理事会に提出されたが、中国の反対によって正式な公表は、同年11月まで待たなければならなかった。「第2回最終報告書」は、2011年5月に提出されたが、やはり中国の強い反対によって2017年12月18日現在、未だ正式には公表されていない。しかしながら、「第2回最終報告書」はリークされ、同報告書は2017年12月18日時点でも以下のURLから閲覧可能。ダウンロード、印刷は登録が必要で登録後30日間は無料。Daniel Halper, "The U.N. Report on North Korea that China Doesn't Want You to See," *Weekly Standard*, May 19, 2011, <[http://www.weeklystandard.com/blogs/un-report-north-korea-china-doesnt-want-you-see\\_567485.html](http://www.weeklystandard.com/blogs/un-report-north-korea-china-doesnt-want-you-see_567485.html)>. 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）では、リークされた報告書が本物であることを確認している。「第3回最終報告書」は2012年5月に提出され、中国も承認し、公開された。同様に「第4回最終報告書」は2013年5月に、「第5回最終報告書」は2014年2月、「第6回最終報告書」（2015年）以降は1月に1718委員会に提出され、やはり1か月ほどで公開されている。なお報道によっては「年次報告書」と紹介されることも多いが、筆者は英タイトルにならって「最終報告書」としている。英タイトルは、本文の「【図表1】2010年から2017年の最終報告書および中間報告書」を参照されたし。

<sup>4</sup>「中間報告書」は以下を参照。Panel of Experts (the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) for the U.N. Security Council Committee established pursuant to resolution 1718 (2006), *Midterm report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2345 (2017)*, September 5, 2017, <[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=S/2017/742](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/742)>.

<sup>5</sup>CISTECジャーナルでは、以下で紹介している。「第1回最終報告書」および「第2回最終報告書」の詳細は、以下を参照。浅田正彦「視点【1】国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131, 2011. 1, pp. 14 - 24。CISTEC情報サービス・研修部「視点【2】国連の北朝鮮制裁に係る専門家パネル最終報告書の要約」『CISTEC Journal』No.131, 2011.1, pp. 25 - 27。加藤もえ「調査・分析レポート／灯かりのない国 - 流出する核やミサイルなどの兵器・関連技術 - 」『CISTEC Journal』No. 135, 2011. 9, pp. 50 - 60。加藤もえ「特集／最近の経済制裁動向と日本企業の対応と影響〈2〉北朝鮮専門家パネルによる第2回最終報告書 - 未公開文書と東アジアの安全保障 - 」『CISTEC Journal』No.138, 2012. 3, pp. 14 - 31。「第3回最終報告書」以降は以下を参照。加藤もえ「調査・分析レポート／〈3〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第3回最終報告書 - 決議履行の課題 - 」『CISTEC Journal』No. 141, 2012.9, pp. 95 - 110。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第4回最終報告書 - 暗躍する北朝鮮外交官らと終わりになき違法取引 - 」『CISTEC Journal』No. 147, 2013.9, pp. 70 - 89。加

## 2. 北朝鮮制裁専門家パネルによる中間報告書

「第4回最終報告書」からみられる特徴として、最終報告書の構成で半分以上がANNEXで占められる点であるが、「中間報告書」も同様である。「中間報告書」は111ページから成り、71ページがANNEXあった（なお「第4回最終報告書」は133ページの内74ページ、「第5回最終報告書」は、127ページの内64ページがANNEX、「第6回最終報告書」以降は、およそ300ページを超える報告書となり、「第6回最終報告書」は313ページの内ANNEXが235ページ、「第7回最終報告書」では295ページ

の内ANNEXが225ページ、「第8回最終報告書」では326ページの内ANNEXが232ページであった）。「中間報告書」の構成は、これまでの「最終報告書」をほぼ踏襲しているが、各最終報告書で言及されている「II.背景と政治的な状況」がなく、「II」は「加盟国からの報告」となっている。また不正な活動を行うにあたり取り上げられている「輸送手段」として今回は「海路」についてのみ言及されている。「第8回最終報告書」で分けられていた「V. 禁輸」と「VII. 指定されたエンティティと個人の活動」は、「中間報告書」では「IV」で「禁輸、指定されたエンティティと個人」として一つにまとめられている。なお、「第7回最終報告書」以降と同様にANNEXの量からか、同報告書の目次では記されて

【図表2】「第6回最終報告書」から各報告書の構成

第6回最終報告書	第7回最終報告書	第8回最終報告書	中間報告書
冒頭の要約			
I. 序論			
II. 背景と政治的な状況	II. 背景と政治的な状況	II. 背景と政治的な状況	II. 加盟国からの報告
III. 専門家パネルと手法	III. 専門家パネルと手法	III. 加盟国からの報告	III. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反
IV. 加盟国からの報告	IV. 加盟国からの報告	IV. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反	IV. 禁輸、指定されたエンティティと個人
V. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反	V. 北朝鮮による核、その他の大量破壊兵器や弾道ミサイルプログラムの活動を放棄する義務の引き続きの違反	V. 禁輸	V. 海路
VI. 輸出入関連措置	VI. 輸出入関連措置	VI. 輸送手段	VI. 金融
VII. 阻止	VII. 阻止	VII. 指定されたエンティティと個人の活動	VII. 分野別制裁
VIII. 渡航禁止と資産凍結	VIII. 指定されたエンティティと個人の活動	VIII. 金融	VIII. 勧告
IX. 金融措置	IX. 金融措置	IX. 分野別制裁	
X. 意図しない影響	X. 意図しない影響	X. 勧告	
XI. 勧告	XI. 勧告		
その他のANNEX (?) 或いは無し (?)			

藤もえ「調査・分析レポート／北朝鮮制裁専門家パネルによる第5回最終報告書—裏庭の蠢動—」『CISTEC Journal』No. 154、2014.11、pp. 57 - 80。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第6回最終報告書（1）—飛躍—」『CISTEC Journal』No. 158、2015.7、pp. 130 - 157。加藤もえ「調査・分析レポート／北朝鮮制裁専門家パネルによる第6回最終報告書（2）—ネットワーク・ノード—」『CISTEC Journal』No. 159、2015.9、pp. 166 - 191。加藤もえ「調査・分析レポート／〈2〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第7回最終報告書—標的—」『CISTEC Journal』No. 166、2016.11、pp. 100 - 129。加藤もえ「特集／イラン・中東・北朝鮮情勢／〈5〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（1）—ネクサス—」『CISTEC Journal』No. 169、2017.5、pp. 75 - 113。加藤もえ「調査・分析レポート／〈1〉北朝鮮制裁専門家パネルによる第8回最終報告書（2）—取引を円滑にする者—」『CISTEC Journal』No. 170、2017.7、pp. 73 - 89。